

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

植物調達パートナー認定制度実施要綱

制 定 2023年8月1日

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）が行う特別な植物調達に際し、入札に参加する事業者等を植物調達パートナー（以下「パートナー」という。）として認定し、供給者の能力や専門性を積極的に活用しながら確実な調達及びコストの縮減等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 パートナーとは、特別な植物調達の可否の調査や代替品の提案、協会の求める時期と納品場所に植物を供給する能力等、協会に対する提案業務から実際の調達までを行う能力や専門性を有すると認められた事業者等のうち、第6条の手続により認定されたものをいう。

2 特別な植物調達とは、協会が調達しようとする植物のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、協会が発注する工事の材料として工事受託者自らが調達するもの又は所有者が限定され個別な対応が必要なものは除く。

- (1) 植物の生産数等が生産状況により不明もしくは変動するものであって、最適な仕様を設定できず、かつ、仕様の前提となる条件の確定が困難なもの
- (2) 新奇性があるもの、大株であるもの、長期育成が必要なもの等、一般に市場流通がされておらず、特別に調達することが必要なもの
- (3) 調達規模等により国内需給への影響が懸念されるもの
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、協会が特に必要があると認めるもの

(入札参加資格)

第3条 協会は、特別な植物調達の入札を行うにあたっては、パートナーとして認定された事業者であることを参加資格のひとつとする。

(認定要件)

第4条 協会は、次のとおりパートナーの認定要件を定めるものとする。

- 2 前項の認定要件を定めるにあたっては、2027年国際園芸博覧会「植物アドバイザーボード」設置要綱に基づき設置される植物アドバイザーボードへ助言を求め、意見聴取するものとする。
- 3 前項の規定により認定要件を定めたときは、これを公表するものとする。

(申請)

第5条 第2条の認定を受けようとするものは、植物調達パートナー認定申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、協会に申請しなければならない。なお、共同企業体および任意団体等の場合、構

成員全員分を提出しなければならない。

- (1) 個人の場合にあつては、本籍地の市区町村が発行する身分証明書及び法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明
- (2) 法人の場合にあつては、法人登記簿謄本。共同企業体においては協定書等。任意団体においては設立時総会議事録および団体規約等
- (3) 納税証明書（本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書及び税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書）
- (4) 定款又は寄付行為の写し（原本証明を行うこと）
- (5) 財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書、株主資産等変動計算書）
- (6) 誓約書（暴力団排除の取組に基づくもの）
- (7) その他認定要件で提出を求めているもの

（認定）

第6条 協会は、前条の申請があつたときは、第4条で定めた認定要件に照らしてその内容を審査し、第2条の認定の当否を決定する。この場合において、協会は、あらかじめ第8条第1項に定める植物調達パートナー認定審査会の意見を聞かなければならない。

- 2 協会は、パートナーとして認定を行ったときは、当該申請を行ったものに対し、植物調達パートナー認定（第2号様式）の通知を行う。また、パートナーの認定を行わなかったときは、当該申請を行ったものに対し、その旨を通知する。
- 3 協会は、植物調達パートナー認定の通知を受けたものを、植物調達パートナー名簿に掲載するものとする。

（認定期間）

第7条 認定期間は、協会が特別な植物調達を行うにあたって必要な期間とする。

（植物調達パートナー認定審査会）

第8条 植物調達に関する能力や専門性の審査を行い、協会に意見・助言するため、協会内に植物調達パートナー認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員長及び委員をもって組織し、委員は5名以上とする。
- 3 委員長は植物部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、植物アドバイザーボード委員の職にある者を1名以上任命することとする。

（審査会の開催）

第9条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長が特に認めたときは、書面の持ち回りや電磁的方法をもって審査会に代えることができる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、第5条で申請を行った事業者に対し、出席を求め、その意見を聞くことができる。

（認定の取り消し）

第 10 条 協会は、パートナーに認定された事業者が次のいずれかに該当する場合には、パートナーの認定を取り消すことができる。

- (1) パートナーが認定の取消を申し出たとき
- (2) パートナーが認定要件を満たさなくなったとき
- (3) パートナーが虚偽の内容により認定申請を行う等不正の手段によって認定を受けたとき
- (4) パートナーの破産、民事再生、会社更生手続又は特別清算の申立てがあったとき
- (5) パートナーの資産又は信用状況に重大な変化が生じたとき
- (6) パートナーが事業を停止したとき、又は解散を決議したとき
- (7) パートナーに反社会勢力の関与が認められたとき
- (8) その他協会がパートナーとしてふさわしくないと認めたとき

(変更の届出)

第 11 条 パートナーの登録事項もしくは認定要件に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更が生じた日から 30 日以内に、植物調達パートナー登録情報変更届出書（第 3 号様式）により、協会に届け出をさせなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、2023 年 8 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱の規定は、2023 年 8 月 1 日以降に発注する植物の調達について適用する。